

常任委員会における区長・副区長・教育長の出席・発言状況等

区議会事務局資料1

平成30年10月4日

No.	区名	委員会名	区長	副区長1	副区長2	教育長	出席三役の 発言ルール等
1	千代田区	企画総務委員会	-	-	/	-	
		地域保健福祉委員会	-	-	/	-	
		子育て文教委員会	-	-	/	-	
2	中央区	企画総務委員会	出席	出席	出席	出席	他理事者と同様の発言。
		区民文教委員会	出席	出席	-	出席	
		福祉保健委員会	出席	出席	-	-	
		環境建設委員会	出席	-	出席	-	
3	港区	総務常任委員会	出席※	出席	出席※	出席※	※印は、年1回のみ出席。(任期当初の正副互選)。それ以外は、他理事者と同様の発言。
		保健福祉常任委員会	出席※	出席※	出席※	出席※	
		建設常任委員会	出席※	出席※	出席	出席※	
		区民文教常任委員会	出席※	出席※	出席※	出席	
4	新宿区	総務区民委員会	-	-	-	-	発言することもあり。
		福祉健康委員会	-	-	-	-	
		環境建設委員会	-	-	-	-	
		文教子ども家庭委員会	-	-	-	出席	
5	文京区	総務区民委員会	出席	出席	/	出席	定例議会期間外の常任委員会には出席せず、他理事者と同様の発言。
		厚生委員会	出席	出席	/	出席	
		建設委員会	出席	出席	/	出席	
		文教委員会	出席	出席	/	出席	
6	台東区	企画総務委員会	出席	出席	/	-	・答弁者として指名された際のみ発言。 ①閉会中の4・5・7月に開催される例月常任委員会には区長は出席しない。 ②申し合わせにより、委員会答弁は、原則として所管課長に求めることとされているため、三役は答弁者として指名されない限り、発言する機会がないのが現状である。
		区民文教委員会	出席	出席	/	出席	
		保健福祉委員会	出席	出席	/	-	
		産業建設委員会	出席	出席	/	-	
7	墨田区	企画総務委員会	出席	出席	/	出席	他理事者と同様の発言。
		地域子ども文教委員会	出席	出席	/	出席	
		産業都市委員会	出席	出席	/	-	
		区民福祉委員会	出席	出席	/	-	

No.	区名	委員会名	区長	副区長1	副区長2	教育長	出席三役の 発言ルール等
8	江東区	企画総務委員会	出席	出席	-	-	ほとんど発言は無い。
		区民環境委員会	出席	-	出席	-	
		厚生委員会	-	-	出席	-	
		建設委員会	出席	出席	-	-	
		文教委員会	-	-	-	出席	
9	品川区	総務委員会	-	出席	-	-	他理事者と同様の発言。
		区民委員会	-	-	-	-	
		厚生委員会	-	-	出席	-	
		建設委員会	-	-	-	-	
		文教委員会	-	-	-	出席	
10	目黒区	企画総務委員会	出席	出席		-	※印は、特定案件のみへ 発言。 それ以外は、「資料2」記 載のルールの中で、他理 事者と同様の発言。
		生活福祉委員会	-	出席※		-	
		都市環境委員会	-	出席※		-	
		文教・子ども委員 会	-	出席※		出席	
11	大田区	総務財政委員会	-	出席	-	-	他理事者と同様の発言。
		地域産業委員会	-	-	-	-	
		健康福祉委員会	-	-	出席	-	
		都市整備委員会	-	-	-	-	
		こども文教委員 会	-	-	-	出席	
12	世田谷区	企画総務常任委 員会	-	出席	-	-	他理事者と同様の発言。
		区民生活常任委 員会	-	-	出席	-	
		福祉保健常任委 員会	-	出席	-	-	
		都市整備常任委 員会	-	-	出席	-	
		文教常任委員会	-	-	-	出席	
13	渋谷区	総務委員会	出席	出席	出席	-	答弁者として指名され た際のみ出席し発言。
		区民環境委員会	-	-	-	-	
		文教委員会	-	-	-	出席	
		福祉保健委員会	-	-	-	-	
14	中野区	総務委員会	-	出席	出席	-	他理事者と同様の発言。
		区民委員会	-	-	-	-	
		厚生委員会	-	-	-	-	
		建設委員会	-	-	-	-	
		子ども文教委員 会	-	-	-	出席	

No.	区名	委員会名	区長	副区長1	副区長2	教育長	出席三役の 発言ルール等
15	杉並区	総務財政委員会	出席※	出席	出席	-	※印は、議案審査のみへ出席し発言。それ以外は、他理事者と同様の発言。
		区民生活委員会	出席※	出席	-	-	
		保健福祉委員会	出席※	出席	-	-	
		都市環境委員会	出席※	-	出席	-	
		文教委員会	-	-	-	出席	
16	豊島区	総務委員会	出席	-	出席	-	他理事者と同様の発言。
		区民厚生委員会	-	出席	-	-	
		都市整備委員会	-	-	出席	-	
		子ども文教委員会	-	出席	-	出席	
17	北区	企画総務委員会	出席	出席	出席	出席	他理事者と同様の発言。
		区民生活委員会	出席	出席	出席	-	
		健康福祉委員会	出席	出席	出席	-	
		文教子ども委員会	出席	出席	出席	出席	
		建設委員会	出席	出席	出席	-	
18	荒川区	総務企画委員会	出席	出席	-	-	区長は、委員会の同時開催時には議案審査する委員会へ出席する。発言は、必要に応じて答弁する。
		文教・子育て支援委員会	出席	出席	-	出席	
		福祉・区民生活委員会	出席	-	出席	-	
		建設環境委員会	出席	-	出席	-	
19	板橋区	企画総務委員会	出席	出席		-	出席のみで発言はしない。答弁の申し出をしていない特別職を、答弁者として指名することはできない。
		区民環境委員会	出席	出席		-	
		健康福祉委員会	出席	出席		-	
		都市建設委員会	出席	出席		-	
		文教児童委員会	-	-		出席	
20	練馬区	企画総務委員会	出席	出席	出席	-	他理事者と同様の発言。
		区民生活委員会	-	-	-	-	
		健康福祉委員会	-	-	-	-	
		環境まちづくり委員会	-	-	-	-	
		文教児童青少年委員会	-	-	-	出席	

No.	区名	委員会名	区長	副区長1	副区長2	教育長	出席三役の 発言ルール等
21	足立区	総務委員会	出席	出席	出席	出席	他理事者と同様の発言。
		区民委員会	出席	-	出席	-	
		産業環境委員会	出席	出席	-	-	
		厚生委員会	出席	出席	-	-	
		建設委員会	出席	-	出席	-	
		文教委員会	出席	-	出席	出席	
22	葛飾区	総務委員会	出席	出席	-	-	他理事者と同様の発言。 ただし、基本的には所管課長答弁としている。
		保健福祉委員会	-	出席	-	-	
		建設環境委員会	-	-	出席	-	
		文教委員会	-	-	-	出席	
23	江戸川区	総務委員会	出席	出席		出席	他理事者と同様の発言。
		生活振興環境委員会	-	-		-	
		福祉健康委員会	-	-		-	
		文教委員会	-	-		出席	
		建設委員会	-	-		-	
	集計	出席 内訳	17区 ・他理事者と同じ:11区 ・答弁者として指名された際のみ発言:2区 ・年1回の任期当初正副互選のみ:1区 ・議案審査時のみ発言:1区 ・ほとんど発言無し:1区 ・発言無し:1区	21区 ・他理事者と同じ:16区 ・答弁者として指名された際のみ発言:2区 ・年1回の任期当初正副互選のみ:1区 ・必要に応じて発言:1区 ・特定案件のみへ発言:1区 ・ほとんど発言無し:1区 ・発言無し:1区 (注:委員会により発言様態が違う区が2区(港区・目黒区)ある)	15区 ・他理事者と同じ:12区 ・答弁者として指名された際のみ発言:1区 ・年1回の任期当初正副互選のみ:1区 ・必要に応じて発言:1区 ・ほとんど発言無し:1区 (注:委員会により発言様態が違う区が1区(港区)ある)	22区 ・他理事者と同じ:16区 ・答弁者として指名された際のみ発言:2区 ・年1回の任期当初正副互選のみ:1区 ・必要に応じて発言:1区 ・発言することもある:1区 ・ほとんど発言無し:1区 ・発言無し:1区 (注:委員会により発言様態が違う区が1区(港区)ある)	個票参照

委員会における発言内容の事前通告制・時間制の導入、その他会議時間の調整に寄与している制度・ルール等

区議会事務局資料2
平成30年10月4日

	発言内容の事前通告制	発言の時間制	その他
千代田区議会	-	-	-
中央区議会	-	・(常任・特別とも)会派基本時間と一委員配分時間に同一会派委員数を乗じて算出された時間を加えた持ち時間制により実施している。 ・一人会派の持ち時間は10分。	・委員会終了を午後5時までとしている。
港区議会	・予算特別委員会、決算特別委員会での質問は事前通告制。	・質疑はあらかじめ調整された時間内で行う。	-
新宿区議会	-	・予算・決算特別委員会の総括質疑・しめくり質疑において、持ち時間制を導入。 (平成19年の予算特別委員会より本格実施) ・各期の議会運営委員会において、総時間及び各会派の持ち時間を確認し決定している。 【本会議 代表・一般質問】 会派人数×5分+25分=会派総質問時間(代表、一般質問の合計時間数の上限) 1人会派は20分を会派質問時間とする。 (平成23年12月7日改正 議運確認事項による)	-
文京区議会	【予算(決算)審査特別委員会における総括質疑】 ・予算(決算)所管課が設定した期限(審査初日のおおよそ10日前)までに質問通告を行う。	【予算(決算)審査特別委員会】 ・総括質疑は質問、答弁及び答弁を受けての発言を合わせて50分以内。 ・款別質疑は、会派人数に応じて持ち時間が決められている。 ・総括質疑の超過分は、後の款別質疑の持ち時間からマイナスされる。 【常任・特別各委員会における一般質問】 ・一般質問開始前に、副委員長が各委員に質問数を確認。委員長はそれを基に時間配分を行う。	-
台東区議会	-	-	-
墨田区議会	委員会に関しては、発言内容の事前通告制及び発言の時間制についての申し合わせ等は特になし。 ただし、委員長の権限で、円滑な議事進行のため、事前に各委員から発言内容の聞き取りを行い、発言の時間制を導入した事例はある。 (関係規定) ・会議規則第65条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別の発言方法を決めたときは、この限りでない。	【予算・決算特別委員会】 予算特別委員会の予算総括質疑等は、委員一人あたり17分を基準とし、会派所属委員数に応じて各会派持ち時間とする。ただし、委員長所属会派は、委員長分(17分)を除いた時間とする。 なお、決算特別委員会の総括質疑も同様だが、委員一人あたり24分を基準とする。 「平成29年度 予算・決算特別委員会に関する申し合わせについて」による。	-
江東区議会	・予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会における質疑は全て事前通告制とする。	・予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会は会派の人数に応じて、各会派の合計質疑時間を算出し、所属会派の質疑時間内で質疑する。	-
品川区議会	-	【予算・決算特別委員会】 ・款別質疑(答弁時間含む) 会派の1日の質疑時間:基礎時間10分×会派の構成委員数 無所属の議員:1日あたり10分 質疑時間の区分は、10分、15分、20分のいずれかで、会派で質問者に割り振る。 関連質疑は5分 ・総括質疑(答弁時間含まず) 1会派あたり10分に、会派の構成委員1人あたり2.5分を加えた時間の合計時間	-

	発言内容の事前通告制	発言の時間制	その他
目黒区議会	—	・常任・特別委員会(予算特別委員会・決算特別委員会を除く):【目黒区議会申し合わせ事項】 第1回目の質疑時間は30分を目安として行う。 ・予算特別委員会・決算特別委員会:【目黒区議会申し合わせ事項】 ア) 議員1人当たりの持ち時間= 〔(1日の委員会開催予定時間)×(委員会開催予定日数)-(除外時間数)]÷(構成委員数) ※除外時間数:休憩時間、小・中学校卒業式、 議案の補足説明、理事会等の時間 イ) 会派(無会派を含む)の持ち時間=(議員1人当たりの持ち時間)×(会派所属議員数)	1 質問回数 予算特別委員会・決算特別委員会:【目黒区議会申し合わせ事項】3回とする。ただし、委員長の裁量権により認めることができる。
大田区議会	予算・決算特別委員会の総括・しめくり総括質疑のみ、あらかじめ質疑項目を通知するものとしている。	予算・決算特別委員会における審査にあたり、時間制を導入している。 各会派に割り当てる質疑時間は、総質疑時間を議員数で除した一人当たりの持ち時間に、各会派所属議員数を乗じた時間を原則とする。質疑時間には答弁時間も含む。	各会派は質疑時間及び質疑者等を定められた様式により、委員長にあらかじめ通知する。この通知内容に変更が生じた場合は、前日の午後5時(ただし、前日に本会議又は委員会が開催され、終了時刻が午後4時を過ぎた場合は、終了時刻から1時間後)までに委員長に通知する。同時刻を過ぎての通知及びその変更は認められない。
世田谷区議会	—	予算・決算特別委員会については、委員1人あたりの質疑時間を事前の準備会で協議している。	—
渋谷区議会	常任委員会、特別委員会はなし。 予算特別委員会、決算特別委員会の質疑・討論については事前通告制。	—	原則として区の執務時間中とするのが例(渋谷区議会先例集)。
中野区議会	予算・決算特別委員会で導入している。総括質疑を行う者は、総括説明当日の所定の時間までに所定の質疑通告書により委員長に通告しなければならない。(通告の際には、質疑予定時間、会派内の順序を申告する。)	予算・決算特別委員会の総括質疑の会派持ち時間は、議員1人あたりの基本時間30分に所属議員数を乗じて得た時間とする。	—
杉並区議会	—	委員会の円滑な運営と公平を期するため、最初の質疑は答弁を入れて、一人往復10分～15分程度とし、一巡した後、必要があれば再度質疑をするよう、委員長から各委員にお願いしている。	—
豊島区議会	—	予算・決算特別委員会 款別審査において、各会派持ち時間と自由質疑時間を併用する時間制を採用している。 各会派持ち時間の算出方法は、委員数×12分。	—
北区議会	—	予算特別委員会及び決算特別委員会において導入している。 実質審査時間を各会派及び無会派議員の委員数において比例按分する。 申し合わせ事項による。	—
荒川区議会	—	予算に関する特別委員会、決算に関する特別委員会の質疑時間は一日4時間とする。質疑日数を予算6.5日間、決特5.5日間と定める。そこから委員一人あたりの時間を算出する。また総括質疑を設け、これを2時間の範囲で会派按分する。 (荒川区議会幹事長会規約H3.9.24議会運営協議会決定「議会運営申し合わせ事項一覧」による)	—
板橋区議会	特別委員会(予算・決算)の総括質問においては、分科会最終日の5時までに質問の事前通告を行っている。	【常任委員会】 一の議題において、委員1人の質疑時間は20分を目安とする。申し出のあった委員の全ての質疑が終了した後、再度申し出のあった委員の質疑を行う。 【特別委員会(予算・決算)】 ・分科会では、主査を除く委員が1人20分(答弁含む)を限度として質疑を行う。 再質問は、改めて質問希望者を募り、再度1人20分を限度として質疑を行う。 さらに、会議終了時間までの残り時間は、質問希望者で割り振る。 ・総括質問は、各会派の持ち時間について、申合せにて定めている。 「決算調査特別委員会の運営について」による。	—
練馬区議会	—	—	—
足立区議会	—	予算・決算特別委員会においては、各会派の委員数に応じた時間を配分し、その時間内で質疑(執行機関の答弁も含む)を行っている。	—
葛飾区議会	—	—	—
江戸川区議会	—	・議会運営委員会申し合わせ事項『予算・決算特別委員会 会派等持ち時間』・『総括質問・総括意見の会派等持ち時間』による。	—

委員会における質疑ルール・開催日時調整・課題

区議会事務局資料3

平成30年10月4日

No.	区名	質疑ルール	開催日時調整	課題
1	千代田区	1. 質疑方法は一問一答。	①委員会開催について、常任委員会は委員の重複が無い場合、3委員会同時開催が可能。特別委員会は重複があるため同時開催しない。	
2	中央区	1. 質疑方法は一問一答。 2. 持ち時間制。※答弁時間も含む。	①原則、同時開催はしない。 (日程の都合上、議案の付託委員会は2委員会の同時開催実績あり)	
3	港区	特に制限なし。	①常任委員会は委員の重複なく、4常任同時開会可。 ②閉会中の開会日は、常任が月水金、特別が火木。 ※特別委員会は、開会日が重複した場合、委員及び理事者の重複のため調整(時間をずらすなど)。 ③上記②については、委員長会で諮っている。 ④特に決まりはないが、大体委員会開会の1か月前に調整を始める。	
4	新宿区	1. 予算・決算特別委員会の総括質疑・しめくり質疑において、持ち時間制を導入している。	①常任委員会:毎月第2水曜日及び第4水曜日に開催する。なお、第4水曜日は委員会視察を行うようにする。 ②特別委員会:「防災等安全対策」「自治・議会・行財政改革等」は毎月第3火曜日、「オリンピック・パラリンピック・文化観光等」は毎月第4火曜日に開催する。	
5	文京区	1. 議会期間以外の常任委員会においては、一般質問は行わない。 2. 一般質問に関しては、関連質問は認めない。	①常任委員会については申し合わせ事項(「常任委員会の開会に伴う取扱いについて」「常任委員会の日程について」「通年議会における議会期間以外の常任委員会について」)による。 ②特別委員会は平行開催	
6	台東区	1. 質疑方法は一問一答。	①申し合わせにより、定例会における委員会の開催順序は、原則として、特別委員会を1日1委員会ずつ開催した後、産業建設委員会→保健福祉委員会→区民文教委員会→企画総務委員会の順に日をかえて開催することとされている。 ②申し合わせにより、4常任委員会を定例会閉会中の4・5・7月の各25日に開催し、開会方法は、原則として、企画総務委員会と区民文教委員会を午前10時から、保健福祉委員会と産業建設委員会を午後2時から2委員会ずつの同時開会とすることとされている。 ③第3回定例会最終日に、翌年の年間会議予定を決定する。	左記のとおり、定例会における委員会は、原則として1日1委員会ずつとしているため、会期が長くなる。
7	墨田区	1. 予算・決算特別委員会は会派の持ち時間がある。(17分×会派の委員数 ※決算の総括質疑のみ24分×会派の委員数。ただし、委員長が属する会派は、委員長分の時間は差し引く。)	①常任の開会日の予定は、原則2月及び9月に毎月の会議日程と併せて決定し、開会時間は午後1時とする。 ②特別(予算・決算除く)の開会日時は理事者が調整する。 ③開会通知は常任は議案付託後、特別は会議の2週間前に送付する。	予算・決算以外は、発言時間のルールがないため、議案数や質疑の状況によって、開会時間が長くなる。

No.	区名	質疑ルール	開催日時調整	課題
8	江東区	1. 予・決特は一問一答、事前通告制及び持ち時間制を導入している。 2. 常任・特別委員会はまとめて質問、答弁をおこなっている。	①常任委員会は、企画総務委員会を除き、2委員会同時開催としている。 ②特別委員会は、理事者が重複するため、原則、1日1委員会の開催としている。	複数の委員会を同時に開催した場合、全ての委員会を傍聴できないという声が議員から上がっている。
9	品川区	特に制限なし。	①常任委員会は全委員会同日開催が原則(慣例)。 ②特別委員会は現状1日1委員会で開催。	
10	目黒区	1. 委員会(予算・決算特別委員会を除く)での第1回目の質疑時間の上限は、30分を目安として行う。 第2回目以降の質疑との合計時間についての制限はなし。	①委員会開催について、常任委員会は委員の重複が無い場合、4委員会同時開催も可能。特別委員会は各常任委員会と重複があるため同時開催しない。 ②常任委員会は毎月第2水曜日を定例開催日とする。なお、8月については、原則として第1水曜日を開催日とする。 ③特別委員会は、原則として第2・第4金曜日に開催	議論は深まるが、会議時間が長くなる場合がある。
11	大田区	1. 質疑方法は一問一答。 2. 質問事項の事前通告なし(予・決特の総括質疑・しめくり総括質疑を除く)	①会期中の委員会等は、「年間予定」による。 ②会期中の委員会は、常任・特別はそれぞれ原則同時刻開催。 ③会期中の委員会には「質問1で回答」のとおりに三役が出席。 ④会期中以外は、原則常任は毎月15日。特別は毎月第3火曜日に開催の方向で委員会で決定する。	
12	世田谷区	1. 質疑方法は一問一答。	①常任委員会開催について、担任副区長の出席を考慮し、原則として、企画総務、区民生活、文教の3委員会を同日に、福祉保健、都市整備の2委員会を翌開庁日に開催しているが、委員の重複は無い場合5常任委員会の同時開催も可能。 ②特別委員会は委員の重複がないため、原則として4つの特別委員会を同日に開催している。	議論は深まるが、会議時間が長くなる傾向がある。
13	渋谷区	1. 質疑方法は一問一答。	①定例会中の議案審査予定日を事前調整。	
14	中野区	1. 質疑方法は一問一答。	①委員会開催について、常任委員会は委員の重複議員が無い場合、5委員会同時開催が可能。 ②3つある特別委員会は、理事者の重複があるため、同時に開催できる場合とできない場合に分かれる。	常任委員会と特別委員会で報告が重複するケースが多くみられる。

No.	区名	質疑ルール	開催日時調整	課題
15	杉並区	<p>1. 質疑方法は一問一答。</p> <p>2. 委員長は、委員会の円滑な運営と公平を期するため、答弁を含めて委員1人当たり往復10～15分程度とするなど、委員の質疑時間を決めることができる。</p> <p>3. 質問回数に制限はなく、質問が1巡し、再度の質問が無いか確認してから、2巡目以降の質疑を行うことができる。</p>	<p>①会期中の委員会開催は、常任、特別ともに、原則1日1委員会とする。</p> <p>②委員会招集時刻は、原則10:00からとする。</p>	<p>議論は深まるが、議案、報告事項の内容により、会議時間が長くなる傾向がある。</p>
16	豊島区	<p>予算・決算特別委員会以外の常任委員会、特別委員会については、時間制等とっていない。</p> <p>予算・決算特別委員会については下記のとおり。</p> <p>1. 質疑方法は原則一問一答。</p> <p>2. 各会派持ち時間と自由質疑時間を併用する時間制を採用している。各会派持ち時間の算出方法は、委員数×12分。</p>	<p>①常任委員会は委員の重複が無い場合、3委員会同時開催も可能だが、通常は2委員会同時開催。</p>	
17	北区	<p>1. 質疑方法は一問一答。</p> <p>2. 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならない。</p> <p>3. 常任委員会、予算・決算を除く特別委員会については、回数や時間の制限はない。予算・決算特別委員会については、会派・無会派議員ごとに持ち時間制を採用している。なお、予算・決算特別委員会については、申し合わせ事項に基づき運営している。</p>	<p>①5つの常任委員会について、会期中は、企画総務委員会以外の4委員会は重複開催(1日2委員会)、企画総務委員会のみ単独開催し、3日間の開会を原則としている。なお、本会議初日と常任委員会初日は中2日(土日、休日を除く)置くことを先例としている。</p> <p>②特別委員会については、会期中の開催は必須となっていない。</p> <p>③閉会中の常任・特別委員会開催に係る日程調整については、特段のルールはなく、関係者のスケジュールを調整したうえで開催日時を決定している。</p>	<p>予算・決算は、各款ごとに質疑を行っているため、複数の款にまたがるような横断的な質疑に制限がかかる。</p>
18	荒川区	特に制限なし。	①常任委員会は、原則2委員会同時開催する。	
19	板橋区	<p>【常任委員会】</p> <p>一の議題において、委員1人の質疑時間は20分を目安とする。申し出のあった委員の全ての質疑が終了した後、再度申し出のあった委員の質疑を行う。</p> <p>【予算審査・決算調査特別委員会】</p> <p>「決算調査特別の運営について」参照。</p>		
20	練馬区	1. 質疑方法は一問一答。	<p>①常任委員会、特別委員会ともそれぞれ委員の重複が無い場合、5委員会または4委員会の同時開催が可能。</p> <p>②原則、常任委員会は火・木曜日、特別委員会は水・金曜日を開催日とする。</p>	<p>議論は深まるが、会議時間が長くなる傾向がある。</p>

No.	区名	質疑ルール	開催日時調整	課題
21	足立区	1. 質疑方法は一問一答。	①常任委員会・特別委員会の開催時刻は10時から13時30分。	
22	葛飾区	1. 質疑方法は一問一答。	①会期中に開催される委員会については、議会運営委員会で日程を調整したうえで、各委員長が招集する。	
23	江戸川区	1. 質問事項の事前通告や発言の回数・時間について特段の制限はなし。 (ただし、予算・決算特別委員会は会派等ごとの持ち時間を導入している。)	①常任委員会については、原則同時開催を基本とする。 ②特別委員会は委員の重複がある委員会は同時開催しない。	議論は深まるが、会議時間が長くなる傾向がある。